

## 三次市教育委員会議案第 6 5 号

三次市立図書館の館長に対する事務委任規程案を次のように提出する。

平成 2 1 年 3 月 1 8 日

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基

### 三次市立図書館の館長に対する事務委任規程（案）

#### （目的）

第 1 条 この訓令は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 6 条第 3 項の規定に基づき、教育長の権限に属する事務の一部を三次市立図書館長（以下「館長」という。）に委任し、行政の能率的な運営を図ることを目的とする。

#### （委任する事務の範囲）

第 2 条 次に掲げる事務を館長に委任する。

- (1) 三次市立図書館の施設及び備品の使用許可に関すること。

#### （委任した事項についての特例）

第 3 条 前条の規定により委任した事務であっても、次の各号のいずれかに該当する事項については、教育長の指示を受けなければならない。

- (1) 規定の解釈上疑義があると認められる事項
- (2) 異例に属し、又は先例になると認められる事項
- (3) 紛議論争のあるもの又は将来その原因となるおそれがあると認められる事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、特に教育長の決裁が必要と認められる事項

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。